

# 覚書

公立大学法人大阪（以下「甲」という。）が発注し令和8年 月 日に入札執行した「令和8年度 大阪公立大学杉本キャンパス事業系ごみ収集運搬・処分業務委託（単価契約）」の契約において、業務提携により入札に参加した産業廃棄物の収集運搬を担当する構成員（以下「乙」という。）と全て又は一部の産業廃棄物の処分を担当する構成員（以下「丙」という。）への請負金額の支払い等については、次のとおりとする。

## 第1条

甲は収集運搬及び処分の請負金額を一括で乙に支払い、甲の丙への支払債務は、甲の乙への収集運搬及び処分の請負金額の支払いをもって消滅するものとする。

## 第2条

乙は丙に対して、処分の請負金額の支払いを行うものとする。

## 第3条

乙と丙との支払いに関する紛争等については、乙丙間で協議し解決を図るものとする。

## 第4条

乙は、甲及び丙と協議及び調整を適宜行い、業務委託が円滑に実施できるよう必要に応じて指示等を行うものとする。

## 第5条

この覚書に疑義が生じたとき、又はこの覚書に定めていない事項について約定する必要があるときは甲、乙、丙の三者にて協議の上、定めるものとする。

本覚書の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ記名捺印のうえ、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲： 大阪市城東区森之宮一丁目6番85号3階

公立大学法人大阪

理事長 福島 伸一

印

乙：

印

丙：

印